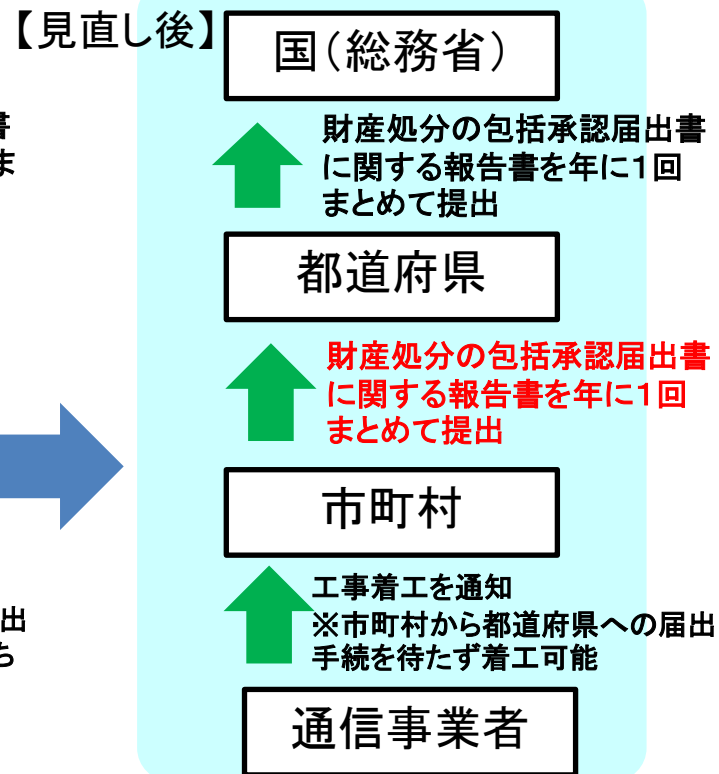
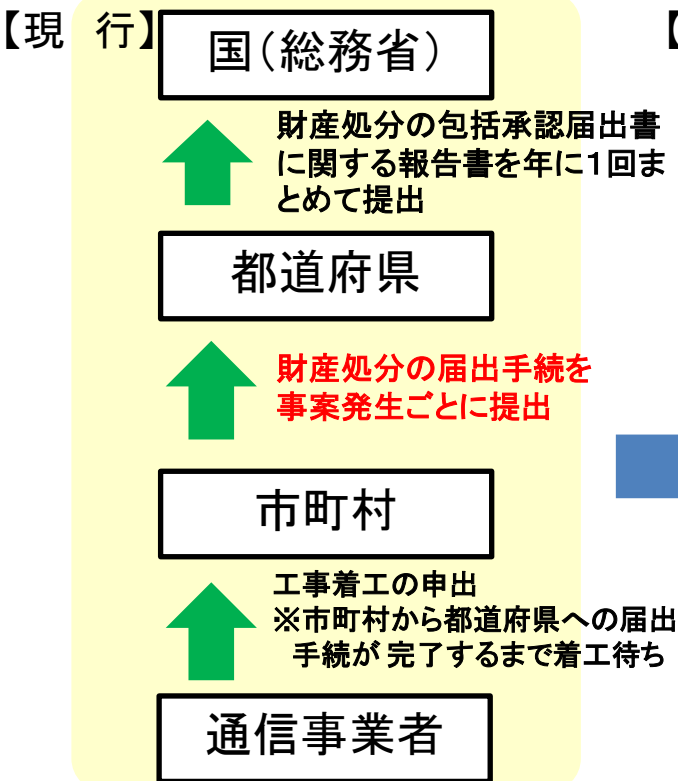


- 令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）に基づき、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱及び情報通信格差是正事業費補助金交付要綱に定める「財産処分」について、**包括承認届出制度の対象を拡大し、通信事業者⇒市町への処分申請及び市町⇒県の処分申請について、年に一度の届出で足りるよう見直しを行う。**
⇒携帯電話等エリア整備事業に係る財産処分において、現行の交付要綱の規定により包括承認届出を適用可能なものについては、対象を間接補助事業者まで拡大することとする。



（参考）無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱

第20条

2 補助事業者は、電波遮へい対策事業及び携帯電話等エリア整備事業に係る取得財産等の処分であつて、大臣が別に定める基準に該当する場合は、様式第20号による届出書（以下「包括承認届出書」という。）の提出をもって、包括承認届出書に記載する開始日以降の処分について、前項の承認があつたものとして取り扱う。ただし、包括承認届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りではない。

3 前項の包括承認届出書を提出した補助事業者は、様式第21号による包括承認届出書に関する報告書を大臣が別に定める方法により大臣に提出しなければならない。